

犬山市議会第19号議案

犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、借上市営住宅制度への移行等のため必要があるからである。

犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「建設し」を「建設又は借上げを行い」に、「賃貸する」を「賃貸し、又は転貸する」に改める。

第3条の次に次の2条を加える。

（整備基準）

第3条の2 法第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準は、次条に定めるもののほか、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）をもって、その基準とする。

（集会所の位置及び規模）

第3条の3 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便及びその周辺の地域の実情を考慮した適切なものとする。

第5条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 市営住宅の借上げに係る契約の終了

(5) 現に市営住宅に入居している者の責めに帰すべき事由によらない他の市営住宅への転居

第7条第1項中「用途」を「借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途」に改める。

第8条第1項中「前2条」を「第6条及び前条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

第9条第3項を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第 1 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 市営住宅賃貸借契約書を提出すること。

第 1 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 緊急時等において連絡を受ける者 2 人に係る届出

第 1 2 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項の」を「第 1 項第 1 号及び第 2 号の」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「第 1 項又は第 2 項」を「第 1 項第 1 号及び第 2 号」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 1 7 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「第 1 2 条第 5 項」を「第 1 2 条第 4 項」に改める。

第 2 2 条第 2 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 4 0 条第 1 項第 3 号中「き損」を「毀損」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

第 4 0 条に次の 1 項を加える。

5 市長は、市営住宅が第 1 項第 7 号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の 6 月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

第 4 1 条の見出しを「（市営住宅監理員）」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を削り、同条第 5 項中「第 1 項から前項まで」を「前 2 項」に、「市営住宅監理員及び市営住宅管理人」を「市営住宅監理員」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 4 3 条中「土地」を「土地（これらのうち、借上げによるものを除く。）」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成 3 2 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め

る。

○犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 市営住宅 市が<u>建設又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸する</u>ための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(整備基準)</p> <p>第3条の2 <u>法第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準は、次条に定めるもののほか、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）をもって、その基準とする。</u></p> <p>(集会所の位置及び規模)</p> <p>第3条の3 <u>集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便及びその周辺の地域の実情を考慮した適切なものとする。</u></p> <p>(公募の例外)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>市営住宅の借上げに係る契約の終了</u></p> <p>(5) <u>現に市営住宅に入居している者の責めに帰すべき事由によらない他の市営住宅への転居</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 市営住宅の<u>借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第6条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>2 略</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 <u>第6条及び前条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 市営住宅 市が<u>建設し、低額所得者に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 市営住宅の<u>用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第6条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>2 略</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 <u>前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</u></p> <p>2 略</p>

新（改正後）	旧（改正前）
<p>3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。</p> <p>（入居者の選考）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>第10条 削除</p> <p>（住宅入居の手続）</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 市営住宅賃貸借契約書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 緊急時等において連絡を受ける者2人に係る届出</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項第1号及び第2号の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4 市長は、入居決定者が第1項第1号及び第2号の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居が可能な日を入居指定日として通知するものとする。</p> <p>（家賃の減免又は徴収猶予）</p> <p>第17条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</p>	<p>（入居者の選考）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の入居者の選考については、次条に定める市営住宅入居者選考審査会の意見を聴いて決定する。</p> <p>（市営住宅入居者選考審査会）</p> <p>第10条 入居者の選考に関し、その公正を期するため市営住宅入居者選考審査会を置く。</p> <p>2 市営住宅入居者選考審査会について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>（住宅入居の手続）</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する市営住宅賃貸借契約書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による市営住宅賃貸借契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居が可能な日を入居指定日として通知するものとする。</p> <p>（家賃の減免又は徴収猶予）</p> <p>第17条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。</p>

新（改正後）	旧（改正前）
<p>(家賃の納付)</p> <p>第18条 市長は、入居者から<u>第12条第4項</u>の入居指定日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(入居者の保管義務等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は<u>毀損</u>したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第40条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 入居者又は同居者が市営住宅又は共同施設を故意に<u>毀損</u>したとき。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) <u>市営住宅の借上げの期間が満了するとき。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>市長は、市営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>(市営住宅監理員)</u></p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>市営住宅監理員</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(家賃の納付)</p> <p>第18条 市長は、入居者から<u>第12条第5項</u>の入居指定日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(入居者の保管義務等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は<u>き損</u>したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第40条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 入居者又は同居者が市営住宅又は共同施設を故意に<u>き損</u>したとき。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)</u></p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、管理に関する事務の一部を行う。</u></p> <p>5 <u>第1項から前項までに規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（敷地の目的外使用）</p> <p>第43条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている<u>土地</u>（これらのうち、借上げによるものを除く。）の一部について、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。</p>	<p>（敷地の目的外使用）</p> <p>第43条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている<u>土地</u>の一部について、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。</p>